

「旭川市就学助成制度検討懇話会」資料(法令編)

平成25年6月

旭川市教育委員会 学校教育部

目 次

- 1 関係法令等（抜粋） … P1
 - 教育基本法
 - 学校教育法
 - 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律
 - 学校給食法
 - 学校保健安全法
 - 学校保健安全法施行令
 - 生活保護法

- 2 関係通達、通知等（抜粋） … P4
 - 要保護および準要保護児童生徒の認定について
 - 学校教育法第25条、第40条にもとづく就学援助の取扱について
 - 就学援助事業の実施について
 - 生活扶助基準の見直しに伴い就学援助制度に生じる影響への対応方針について
 - 生活扶助基準の見直しに伴う就学援助制度に生じる影響について

- 3 旭川市要綱等 … 別冊
 - 【旭川市就学援助費交付要綱】
 - 【旭川市就学援助費交付事務取扱要領】
 - 【旭川市就学援助医療費交付事務取扱要領】

1 関係法令等(抜粋)

○教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）

（教育の機会均等）

第4条

（前略）

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

○学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）

第19条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

○就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律

（昭和31年3月30日法律第40号）

（目的）

第1条 この法律は、経済的理由によつて就学困難な児童及び生徒について学用品を給与する等就学奨励を行う地方公共団体に対し、国が必要な援助を与えることとし、もつて小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程における義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

（国の補助）

第2条 国は、市（特別区を含む。）町村が、その区域内に住所を有する学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条 に規定する学齢児童又は学齢生徒（以下「児童生徒」という。）の同法第16条 に規定する保護者で生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項 に規定する要保護者であるものに対して、児童生徒に係る次に掲げる費用等（当該児童生徒について、同法第13条 の規定による教育扶助が行われている場合にあつては、当該教育扶助に係る第1号又は第2号に掲げるものを除く。）を支給する場合には、予算の範囲内において、これに要する経費を補助する。

- 1 学用品又はその購入費
- 2 通学に要する交通費
- 3 修学旅行費

○学校給食法（昭和29年6月3日法律第160号）

（国の補助）

第12条

（前略）

- 2 国は、公立の小学校、中学校又は中等教育学校の設置者が、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条 に規定する保護者(以下この項において「保護者」という。)で生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項 に規定する要保護者(その児童又は生徒について、同法第13条 の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の保護者である者を除く。)であるものに対して、学校給食費の全部又は一部を補助する場合には、当該設置者に対し、当分の間、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、これに要する経費の一部を補助することができる。

○学校保健安全法(昭和33年4月10日法律第56号)

(地方公共団体の援助)

第24条 地方公共団体は、その設置する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒が、感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者で次の各号のいずれかに該当するものに対して、その疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うものとする。

- 1 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項 に規定する要保護者
- 2 生活保護法第6条第2項 に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

○学校保健安全法施行令(昭和33年6月10日政令第174号)

(感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病)

第8条 法第24条 の政令で定める疾病は、次に掲げるものとする。

- 1 トラコーマ及び結膜炎
- 2 白癬、疥癬及び膿痂疹
- 3 中耳炎
- 4 慢性副鼻腔炎及びアデノイド
- 5 齲歯
- 6 寄生虫病(虫卵保有を含む。)

(要保護者に準ずる程度に困窮している者)

第9条 法第24条第2号 の政令で定める者は、当該義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。)を設置する地方公共団体の教育委員会が、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項 に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)に準ずる程度に困窮していると認める者とする。

- 2 教育委員会は、前項に規定する認定を行うため必要があるときは、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所の長及び民生委員法(昭和23年法律第198号)に定める民生委員に対して、助言を求めることができる。

○生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）

（用語の定義）

第6条 この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。

2 この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。

（後略）

2 関係通達, 通知等(抜粋)

○要保護および準要保護児童生徒の認定について

(昭和38年文初財第57号文部省初等中等教育局長体育局長通達)

2 要保護者に準ずる程度に困窮している者について

市町村の教育委員会は、要保護世帯以外の世帯の児童生徒の保護者で次に該当するものについては、必要に応じて協力機関の助言を求め、補助を必要と認める者については準要保護者として認定すること。

(1) 前年度または当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

- イ 生活保護法に基づく保護の停止及び廃止
- ロ 地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
- ハ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
- ニ 国民年金法第89条および第90条に基づく国民年金の掛金の減免
- ホ 国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
- ヘ 児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給

(2) (1)以外の者で、次のいずれかに該当する者

- イ 職業安定法第17条の規定に基づき、日雇労働者を希望して公共職業安定所に求職申込みをしている者
- ロ PTA会費、学級費等の学校納付金の減免を受けている者等で生活状態が悪いと認められる者

○学校教育法第25条, 第40条にもとづく就学援助の取扱について

(昭和41年東京都教育委員会教育長あて、初中局長回答)

学校教育法第25条に規定する経済的な理由により就学困難な児童生徒に対する市町村の就学援助は、教育の機会均等の精神に基づきすべての児童生徒が義務教育を受けることができるよう配慮し、実施すべきものである。したがって、市町村は保護者の申請の有無にかかわらず、真に就学援助を必要とする者については援助を行う必要がある。この場合において、保護者の申請ということを通正な認定のための方法、手段として考慮することはさしつかえない。

なお、申請の有無のみによつて就学援助の対象となる者の認定を行なうことは法の趣旨に適合しないこととなるので念のため申し添える。

○就学援助事業の実施について

(平成24年5月29日教義第322号 各市町村教育委員会教育長あて 北海道教育委員会教育長)

2 就学援助費行費の確保について

(2) 平成22年度から補助金の補助対象費目にクラブ活動費, 生徒会費, PTA 会費が追加され, これらの項目についても準要保護に係る地方交付税措置がされているところです。

平成23年5月1日現在, 道内においては3分の1の市町村において援助対象としているところであり, 未実施の市町村におきましては, 適用することについての積極的な検討をお願いいたします。

※費目追加の考え方

- ・新学習指導要領において, 部活動も教育活動の一環として位置づけられたこと。
- ・生徒会活動は従来の学習指導要領から教育活動の一環として位置づけられていること。
- ・生活保護において, 平成21年補正予算から部活動に要する経費についても, 教育扶助(学習支援費)として対象としたこと。
- ・生活保護においても, 生徒会費及びPTA 会費は従前から教育扶助の対象であること。

○生活扶助基準の見直しに伴い就学援助制度に生じる影響への対応方針について

(平成25年3月7日教上第6549号 各市町村教育委員会教育長あて 北海道教育庁上川教育局長)

このことについて事務連絡があり, 平成25年度の国の対応が示されました。

については, 別添事務連絡を踏まえ, 次の点に留意し適切に就学援助事業を実施するようお願いいたします。

1 平成25年度の国の取組

要保護者に対する就学援助については, 児童生徒の教育を受ける機会が妨げられることのないよう, 平成25年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者については, 生活扶助基準の見直し以降も引き続き国による補助の対象とすることとしています。

2 準要保護者の取扱い

準要保護者に対する就学支援については, 上記1の「国の取組」の趣旨を理解した上で, 就学援助は, 教育の機会均等の精神に基づき, 全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けられることができるよう配慮し実施すべきものであることを踏まえ, 影響の及ばないよう各自治体において適切に判断するようお願いいたします

3 北海道教育委員会の取組

道教委としては, 国からの正式な通知後, 就学援助事業に当たっての留意事項を通知するほか, 今後, 道内各市町村の就学援助事業の実施状況を調査して, 指導助言に生かすとともに, 引き続き, 全国都道府県教育委員会連合会とも連携し, 市町村が実施する就学援助事業に係る地方財政措置の拡充を図るよう, 国に対して強く要望してまいります。

○生活扶助基準の見直しに伴う就学援助制度に生じる影響について

(平成25年5月23日教上第1339号 各市町村教育委員会教育長あて 北海道教育庁上川教育局長)

生活扶助基準の見直しに伴い就学援助制度に生じる影響への対応方針については、平成25年3月7日付け教上第6549号により通知したところですが、改めて、次の事項に留意し適切に就学援助事業を実施するよう願います。

1 要保護者に対する就学援助について

児童生徒の教育を受ける機会が妨げられることがないように、平成25年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者等については、生活扶助基準の見直し以降も引き続き国による補助の対象とすることとしており、そのことを受けて、別紙参考のとおり平成25年5月15日付けで「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」の一部改正が行われています。

2 準要保護者の取扱い

準要保護者に対する就学援助については、上記1に係る国の取組の趣旨を理解した上で、就学援助は教育の機会均等の精神に基づき全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるよう配慮し実施すべきものであることを踏まえ、影響の及ばないよう各自治体において適切に判断するようお願いいたします。

3 その他

就学援助事業については、別添写しのとおり、「就学援助事業の実施について」(平成24年5月29日付け教義第322号)で各市町村教育委員会教育長あてに依頼しておりますので、留意して実施するようお願いします。

なお、平成24年5月1日現在、クラブ活動費、生徒会費、PTA 会費を援助対象としている市町村は、半数近く(3費目で実施が72市町村、1又は2費目で実施が16市町村)となっております。

旭川市就学援助費交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって、就学が困難な児童生徒の保護者に対して、市が就学に必要な経費の一部を支給する援助（以下「就学援助」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において「保護者」とは、児童生徒に対して親権を行う者とし、親権を行う者がいないときは、未成年後見人、又は児童生徒と同居し、その生計を維持する者をいう。

(援助の対象者)

第3条 就学援助を受けることができる者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本市に居住し、児童生徒が本市内の小学校又は中学校に在籍する保護者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者（以下「要支援給付者」という。）

ウ 要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者（以下「準要保護者」という。）

(2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が特に認める者

(認定基準)

第4条 前条第1号ウに規定する者とは、前年度又は当該年度において次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 世帯の年間総収入額が、前年度生活保護基準により算出される額の1.2倍以下であること。

(2) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者であること。

(3) 地方税法第295条第1項の規定による市町村民税の非課税又は同法第323条の規定による市町村民税の減免を受けた者であること。

(4) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条、第90条並びに第90条の2第1項及び第2項の規定による保険料の減免を受けた者であること。

(5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定による国民健康保険料の減免を受けた者であること。

(6) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に規定する児童扶養手当の支給を受けた者であること。

(7) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉協議会から生活福祉資金の貸付けを受けた者であること。

2 前項第1号に規定する認定基準額は、別表1のとおりとする。

(援助の種類)

第5条 就学援助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 学用品費等
 - (2) 修学旅行費
 - (3) 通学費
 - (4) 宿泊研修費
 - (5) 海・山の学校費
 - (6) 新入学用品費
 - (7) 体育実技用具費
 - (8) 学校給食費
 - (9) 医療費
- 2 要保護者のうち生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けているもの（要支援給付者の場合において、同法の規定に準じる場合を含む。）については前項第1号、第3号から第5号まで、第7号及び第8号の就学援助を、同法第12条に規定する生活扶助を受けているもの（要支援給付者の場合において、同法の規定に準じる場合を含む。）については同項第6号の就学援助を行わない。
- 3 国立の小中学校に在籍する児童生徒に係る就学援助については、第1項第3号、第8号及び第9号の就学援助を行わない。

（援助の申請）

第6条 就学援助認定を受けようとする者は、年度ごとに、申請書に必要な書類を添付し、児童生徒の在籍する学校の校長（以下「学校長」という。）を經由して教育委員会に提出しなければならない。

- 2 学校長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

（申請の特例）

第7条 要保護者及び要支援給付者の就学援助申請は、前条の規定にかかわらず、福祉事務所と教育委員会の協議により、これに代えることができるものとする。

（認定）

第8条 教育委員会は、第6条第1項の申請書の提出があったとき、及び前条の協議を行ったときは、第3条及び第4条に規定する援助要件の有無を審査し、就学援助認定の可否を決定しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定により就学援助認定の可否を決定したときは、学校長を通じて申請者に通知しなければならない。

（認定期間）

第9条 就学援助の認定を受けた者が就学援助を受けることができる期間は、認定日から当該認定日の属する年度の3月末日までとする。

（支給金額）

第10条 就学援助の種類ごとの支給金額は、別表2のとおりとする。

（支給方法）

第11条 就学援助は、就学援助の認定を受けた者の預金口座に支給金額を振り込むことにより行う。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、学校長に支給することができるものとする。この場合において、当該学校長は、当該就学援助認定を受けた者から支給金額の受領、執行及び返納について書面による委任を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項第9号に規定する医療費（通院費を除く。）については、教育委員会が直接医療機関に支払うことにより行うものとする。

（異動の届出）

第12条 就学援助の認定を受けた者は、申請書に記載した世帯状況に変更が生じたときで、認定の継続を希望する場合は、速やかに学校長を通じて教育委員会に異動届を提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による提出があったときは、認定継続に係る必要な審査を行わなければならない。

（就学援助認定の辞退）

第13条 就学援助の認定を受けた者は、経済状況の好転その他の理由により援助を必要としなくなったときは、就学援助認定を辞退することができる。

（就学援助認定の廃止）

第14条 教育委員会は、就学援助の認定を受けた者について次に掲げる事由が生じたときは、当該認定を廃止することができる。

（1）第12条第2項の審査の結果、第3条及び第4条に規定する援助要件のいずれにも該当しないとき。

（2）前条の規定による辞退の申出があったとき。

（3）世帯状況の変更その他の理由により、第3条及び第4条に規定する援助要件のいずれにも該当しなくなったと教育委員会が認めたとき。

（4）偽りその他不正な手段により、就学援助の認定を受けたことが明らかになったとき。

2 教育委員会は、前項の規定により、就学援助認定を廃止したときは、当該保護者にその旨を通知しなければならない。

（就学援助費の返還）

第15条 教育委員会は、前条第1項の規定により就学援助認定を廃止したときは、既に支給した就学援助費の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 旭川市児童生徒就学援助要綱（昭和60年4月1日施行）は廃止する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表1（第4条第2項関係）

家族人数	給与収入	給与収入以外
2人	2,826,000円	1,796,800円
3人	3,453,000円	2,236,400円
4人	3,760,000円	2,468,000円
5人	4,178,000円	2,800,800円
6人	4,619,000円	3,152,800円
7人	5,060,000円	3,508,000円

*家族人数が8人以上の場合の基準額は、教育委員会が別に定める。

*給与収入のほかに給与収入以外の収入がある場合については、給与収入以外の収入にかかる所得金額は「年末調整等のための給与所得控除後の表（国税庁発行）」により給与収入に置き換え所要の計算を行う。

別表2（第10条関係）

援助の種類	支給金額
学用品費等	小学校14,780円，中学校26,050円
修学旅行費	交通費，宿泊料，見学料その他児童生徒の保護者が均一に負担すべき経費の実費
通学費	公共交通機関（列車及びバス）を利用して最も経済的な通常の経路及び方法によって通学する場合における，当該交通費の実費相当額（最大ひと月の定期代を限度）
宿泊研修費	交通費，見学料その他児童生徒の保護者が均一に負担すべき経費の実費
海・山の学校費	交通費その他児童生徒の保護者が均一に負担すべき経費の実費
新入学用品費	小学校17,730円，中学校20,730円
体育実技用具費	スキー 小学校25,300円，中学校36,300円 スケート11,270円を限度額とする。
学校給食費	保護者が負担すべき額
医療費	医療費として，学校が治療の指示を行う学校病の治療費のうち，保険診療分の全額から公的医療保険の給付を受けられる額を控除した額 通院費として，学校病治療のための通院に要する列車代，バス代の実費分

旭川市就学援助費交付事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、旭川市就学援助費交付要綱（以下「要綱」という。）第16条の規定に基づき、就学援助費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育委員会が特に認める者)

第2条 要綱第3条第2号の教育委員会が特に認める者とは、次の各号のいずれかに該当する者で、関係する市町村教育委員会との協議を経たものとする。

- (1)本市に居住し、かつ、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第9条の承諾を得て他の市町村の設置する小学校又は中学校に児童生徒を就学させている保護者で、要綱第4条の規定に該当する者
- (2)他の市町村に居住しかつ、施行令第9条の承諾を得て旭川市の設置する小学校又は中学校に児童生徒を就学させている保護者で、要綱第4条の規定に該当する者。

(認定基準算入項目)

第3条 要綱第4条第1項第1号に規定する生活保護基準に係る算入項目は、別表1のとおりとする。

(援助の種類に係る支給の内容、要件、時期等)

第4条 要綱第5条第1項各号に掲げる援助の種類ごとの支給の要件、内容、時期等は、別表2のとおりとする。

(申請、受付等)

第5条 要綱第6条第1項の申請書は、就学援助申請書（様式1）とする。

- 2 要綱第6条第1項の必要な書類は、別表3の左欄に掲げる認定基準に応じ、それぞれ同表の右欄に定める書類とする。
- 3 申請の受付は、随時行うものとする。ただし、第8条に規定される当年の収入により算出される額に基づく申請はこの限りでない。
- 4 学校長は、要綱第6条第2項の規定により、申請書を教育委員会に提出するときは、併せて申請書受付名簿（様式2）を提出するものとする。
- 5 教育委員会は学校を通じて、年度当初認定に係る就学援助のお知らせと申請書を毎年2月に配付する。

(審査)

第6条 教育委員会は、要綱第6条第1項の申請書の提出があったときは、記載事項及び添付書類等の確認をし、要綱第3条及び第4条に規定する援助要件の有無を審査するものとする。

- 2 教育委員会は、添付書類に不足があったときは、当該申請者に対し就学援助申請に伴

う不足書類の提出について(様式3-1)により、学校長を通じて通知するものとする。

- 3 教育委員会は、前項の通知をしてもなお申請者から正当な理由がなく当該不足書類の提出がないときは、当該申請はなかったものとみなすことができる。この場合において、教育委員会は、当該申請者に対し、就学援助申請について(様式3-2)により、学校長を通じて通知するものとする。

(認定)

第7条 要綱第7条の協議による申請に係る認定は、福祉事務所から要保護者及び要支援給付者に係る児童生徒の名簿の提供を受けることにより行うものとする。

- 2 要綱第8条第2項の規定による通知は、就学援助認定通知書(様式4)又は就学援助否認通知書(様式5)により行うものとする。

- 3 要綱第9条の認定日は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)次年度に就学援助を受けようとする場合において、その前年度中に当該学校長が申請書を受理したときは、当該就学援助を受けようとする年度の4月1日

(2)前号に掲げる場合以外のときは、当該学校長が申請書を受理した日

- 4 前項の規定にかかわらず、生活保護の停止及び廃止に伴う申請については、当該廃止の日とすることができる。

- 5 教育委員会は、申請結果に係る一覧表を年2回(4月末、8月末を目途)学校長あて送付するものとする。

(認定の特例)

第8条 要綱第4条第1項に規定する認定基準のいずれにも該当しない場合であって、当該年の給与収入額が前年に比し減少し当該認定基準額以下になる者については、当該年の7月1日以後11月末までの間、当該世帯員の当該年の1月1日から6月以上の間の源泉徴収票、雇用保険受給資格者証、事業所における給与等支払い証明書その他収入が分かる関係書類を添付し学校長を通じて教育委員会に申請することができるものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、添付される関係書類から算出される当該世帯の援助申請の前月(就学助成係への問い合わせが月末にあり、その翌月に申請書の提出がなされた場合はその前々月)までに得た総収入額により就学援助の認定の可否を決定するものとする。

- 3 前項に規定される総収入額に対する基準額は次に示す算式により算出する。

(世帯人数に応じた給与収入基準額×申請日の属する月数-1/12)(千円未満切り上げ)

- 4 前条第2項の規定は、前項の規定により就学援助の認定の可否を決定した場合について準用する。

(援助の種類ごとの支給対象期間)

第9条 就学援助認定区分(要保護、準要保護)の変更に伴う援助の種類ごとの支給対象期間に係る取扱は別表4のとおりとする。

(援助の種類と提出書類)

第10条 要綱第5条第1項第1号及び第6号に掲げる種類以外の費目の支給は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 要綱第5条第1項第2号の費目について、学校長は、事前に教育委員会が指定する日までに、修学旅行実施計画書(就学援助用)(様式6)を提出し、教育委員会は当該計画書に基づき、旅行実施前に概算支出に係る事務処理を行う。又、学校長は旅行実施後概ね2週間以内に、教育委員会へ修学旅行実施報告書(就学援助用)(様式7)を提出し、教育委員会はそれに基づき精算を行う。
- (2) 要綱第5条第1項第3号、第4号及び第5号の費目について、学校長は教育委員会が指定する日までに、就学援助に係る通学費実績報告書(様式8)及び宿泊研修、海・山の学校実施報告書(就学援助用)(様式9)を教育委員会へ提出し、教育委員会はそれらに基づいて支出に係る事務処理を行う。
- (3) 要綱第5条第1項第7号の費目について、学校長は保護者から提出される、体育実技用具費援助希望確認書兼誓約書(様式10)をとりまとめ、教育委員会へ提出し、教育委員会はそれらの支給希望内容に基づき支出に係る事務処理を行う。
- (4) 要綱第5条第1項第8号の費目について、学校長は7月、10月、1月、3月に、準要保護児童生徒に対する学校給食費報告書(様式11)を教育委員会へ提出し、教育委員会はそれに基づいて支出に係る事務処理を行う。

(受領権等の委任)

第11条 要綱第11条第1項に係る準要保護児童生徒の保護者からの委任は、申請書により行うものとする。

- 2 前項にかかわらず要保護児童生徒の保護者からの委任は、委任状(修学旅行用)(様式12)により行うものとする。

(異動及び辞退の届出)

第12条 要綱第12条第1項により提出を求める異動届は、就学援助異動届(様式13)とする。

- 2 要綱第13条の規定により就学援助認定を辞退しようとする者は、学校長を通じて教育委員会に就学援助辞退届(様式14)を提出するものとする。
- 3 前2項の規定による届出は、当該届出事由が生じたら速やかに行われなければならない。

(認定廃止日)

第13条 要綱第14条第1項第1号又は第2号の規定に該当することにより就学援助の認定を廃止する場合における認定廃止日は、異動事由の生じた日の前日をもって廃止日とする。

(廃止通知)

第14条 要綱第14条第2項の規定による通知は、就学援助認定廃止通知書（様式15）により学校長を経由して行うものとする。

2 前項の通知に際し、市外への転退学等である場合には、この通知を省略することができる。

（転退学の報告）

第15条 認定児童生徒の異動に係る処理は、各号に掲げるとおりとする。

(1) 旭川市内外の小学校又は中学校へ転校した場合、転退学学校長は、要・準要保護児童生徒の転退学等について（様式16）により教育委員会へ報告するものとする。

(2) 前号により報告を受けた教育委員会は確認のうえ、市内の転校の場合は、転入校の学校長へ、児童生徒異動通知（就学援助）をもって通知するものとする。

2 転学児童生徒について、転出入学校の学校長は第7条第5項の一覧表において適切な管理を行うものとする。

（委任）

第16条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

生活扶助		教育扶助		住宅扶助	勤労控除額 (基礎控除額)
第1類		基準額		○	○
第2類	基準額	学級費等			
	冬季加算	給食費			

別表2（第4条関係）

援助の種類	支給要件, 支給内容	支給時期
学用品費等	各教科及び特別活動の学習に必要な学用品, 通常必要とする通学用品(靴, 傘, 上履き, 帽子等)の購入に係る費用, 学校外で行われる学校行事(社会見学等)に係る経費, 学校行事として行われる芸術鑑賞に係る経費等の一部を定額で支給 ・年度中途の認定者については, 認定日の属する	第1期 9月末 第2期 3月中旬

	月から各月額（別表5）を合算することにより支給	
修学旅行費	<p>交通費，宿泊料，食事代，見学料及び参加児童生徒の保護者が均一に負担する必要経費（体験学習に係る経費，旅行取扱料金，一律にかかる写真代，傷害保険料，添乗員経費，乗務員宿泊料，通信費，しおり代，荷物輸送料）の実費及び選択別体験学習の場合は，その最低単価分を支給</p> <p>・支給基準日（旅行出発の当日）までに認定された者で，修学旅行に参加した児童生徒（小学校及び中学校において，それぞれ1回に限る。）</p>	<p>4月～5月 7月～8月</p>
通学費	<p>公共交通機関（列車及びバス）を利用して最も経済的な通常の経路及び方法によって通学する場合において，当該交通費の実費相当額（定期代の暦一日当たり換算額と実費の合算額）を通学費として支給（最大ひと月の定期代までを支給）</p> <p>ただし，自己の都合により学校指定変更した場合は対象外</p> <p>・小学校 片道4km以上（11月～3月2km以上） ・中学校 片道6km以上（11月～3月3km以上） ・特別支援学級又は通級指導教室の設置校に通学する場合はその通学距離にかかわらず対象</p>	<p>8月末 1月末 4月末</p>
宿泊研修費	<p>交通費，見学料その他の経費（体験学習に係る経費，しおり代，一律にかかる写真代，傷害保険料，夕食代，朝食代）の実費及び選択別体験学習の場合は，その最低単価分を支給</p> <p>・支給基準日（研修出発の当日）までに認定された者で，宿泊研修に参加した児童生徒（小学校及び中学校において，それぞれ1回に限る。）</p>	<p>1 1月末 3月中旬</p>
海・山の学校費	<p>交通費，その他の経費（しおり代，一律にかかる写真代，傷害保険料）の実費を支給</p> <p>・支給基準日（海・山の学校出発の当日）までに認定された者で，海・山の学校に参加した児童生徒</p>	<p>1 1月末</p>
新入学用品費	<p>新入学に伴い，児童生徒が通常必要とする学用品等（ランドセル，かばん，通学用服等）に係る経費の一部を定額で支給</p> <p>・対象は，4月1日から同月末日までの間に認定された者</p>	<p>6月末</p>
体育実技用具費	<p>体育の正課としてスキー授業又はスケート授業</p>	

	<p>を行っている学校の児童生徒で、必要なスキー用具、スケート用具の購入に係る経費を別表2で定める額を限度として支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給基準日（12月1日）に認定されている者で、援助を希望するもの（その児童生徒が小学校1学年から3学年まで、小学校4学年から6学年まで及び中学校1学年から3学年までの間においてそれぞれ1回に限る。） ・後日、購入内容の確認のため、領収書の提出を受ける。 	12月末
学校給食費	保護者が負担すべき給食費の実費を支給	7月 10月 1月 3月

別表3（第5条関係）

認定基準 (要綱第4条第1項関係)	申請書に必要な添付書類等
(1)世帯の年間総収入額が教育委員会が定める前年度生活保護基準により算出される額の1.2倍以下	<p>(1)給与収入の場合 当該年度の前年における源泉徴収票、確定申告書A表（第一表、第二表）、市・道民税申告書の写等。 当該年度の6月中旬以降に申請をする場合は、当該年度の市・道民税所得証明書でも可。 求職による無職期間又は休職期間がある場合は、当該状況の分かる書類（雇用保険受給者証等ハローワーク関係書類、傷病 手当金の支払通知書等、休職関係書類）</p> <p>(2)給与収入以外の場合 確定申告書A表、B表（いずれも第一表、第二表） *年金を受給されている方は、年金の源泉徴収票、額改定通知書、年金証書等</p>
(2)生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	生活保護停止日又は廃止日が申請日(学校で受付をした日)の属する月の前月の初日以降となっている生活保護決定証明書。但し、当該決定証明書と就学援助申請書に記載される世帯状況に変更がない場合に限る。
(3)市民税が非課税又は減免	<p>(1)非課税の場合 前年度又は当該年度における市・道民税課税証明書。</p> <p>(2)減免の場合 前年度又は当該年度における市・道民税減免決定通知書 *証明が必要な世帯全員の証明書は、同一課税年度のもので</p>

	あることが必要です。
(4) 国民年金保険料の全額免除、4分の3免除、又は半額免除	前年度又は当該年度の全額免除、4分の3免除又は半額免除のいずれかの国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書で免除期間の始期が前年度7月以降のもの。
(5) 国民健康保険料の減免	前年度又は当該年度の国民健康保険料減免決定通知書
(6) 児童扶養手当の支給	期限が有効な児童扶養手当証書
(7) 社会福祉協議会から生活福祉資金の貸付けを受けた者	貸付通知日が前年度又は当該年度となっている生活福祉資金貸付決定通知書

* 表に記載のない書類でも、当該関係機関（部署）が直接交付又は別途証明したもので、内容が充足されるものであればそれらをもって代えることができます。

別表4（第9条関係）

	支給費目	認定開始	認定廃止（取消）
要 保 護	医療費	認定日から対象（※1）	取消月まで対象
	修学旅行費	支給基準日（出発当日）に認定を受けている場合に支給 （旅行中に要保護廃止、要→準の場合も支給）	
準 要 保 護	学用品費等	認定月から支給 （要→準は、要保護取消月の翌月 から支給）	取消月まで支給 （準→要は、要保護認定月の前月 まで支給）
	通学費	認定月から支給 （要→準は、要保護取消月の翌月 から支給）	取消月まで支給 （準→要は、要保護認定月の前月 まで支給）
	新入学用品費	4月中に認定期間のある者に支給 （但し、4月中に要保護認定期間がある場合は対象外）	
	医療費	認定日から対象（※1）	取消月まで対象
	学校給食費	認定月から支給 （転入の場合は、転入日から） （要→準は、要保護取消月の翌月 から支給）	取消月まで支給 （転出の場合は、転出日まで） （準→要は、要保護認定月の前月 まで支給）
	修学旅行費	支給基準日（出発当日）に認定を受けている場合に支給 （旅行中に準要保護取消、準→要の場合も支給）	
	宿泊研修費	支給基準日（出発当日）に認定を受けている場合に支給	

(海・山の学校費)	(旅行中に準要保護取消の場合も支給) (但し、宿泊研修期間中に準→要、要→準の場合は対象外)
体育実技用具費	支給基準日(12月1日)に認定を受けており、期限までに支給希望確認書に「希望する」旨を表示した者に支給

※1 医療費については、上記の期間(4月認定の場合は5月1日以降)で、事前申請があったものに限ります。

* 語句の説明

要保護決定月： 要保護認定日の属する月

要保護取消月： 要保護取消日の属する月

別表5 (別表関係)

小学校		中学校	
月	金額	月	金額
4	1, 232		2, 171
5	1, 232		2, 171
6	1, 232		2, 171
7	1, 232		2, 171
8	1, 231		2, 171
9	1, 231		2, 170
10	1, 232		2, 171
11	1, 232		2, 171
12	1, 232		2, 171
1	1, 232		2, 171
2	1, 231		2, 171
3	1, 231		2, 170
合計	14, 780		26, 050

旭川市就学援助医療費交付事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、旭川市就学援助費交付要綱（以下「要綱」という。）第16条の規定に基づき、就学援助費のうち医療費の援助に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 医療券の交付を受けることができる者は、要綱第3条の規定に該当するもののうち学校（旭川市が設置する小学校及び中学校をいう。以下同じ。）における健康診断又は健康相談（以下「健康診断等」という。）において、次条各号に掲げる疾病に罹患し、又はその疑いがあると診断され、学校において治療の指示を受けた児童生徒の保護者（以下「対象者」という。）とする。

(対象となる疾病等)

第3条 医療券の交付の対象となる疾病は、次に掲げるものとする。

- (1) トラコーマ及び結膜炎（アレルギー性結膜炎を含む。）
- (2) 白癬^{はくせん}、疥癬^{かいせん}及び膿痂疹^{のうかしん}
- (3) 中耳炎
- (4) 慢性副鼻腔炎（アレルギー性鼻炎を含む。）及びアデノイド
- (5) う歯（疾患部位への直接的診療に限る。）
- (6) 寄生虫病（虫卵保有を含む。）

(交付の範囲)

第4条 前条に掲げる疾病の治療に要する費用は次に掲げるとおりとする。

- (1) 初診料、再診料及び往診（交通が不便で通院ができず、かつ、継続的でない場合に限る。）に係る経費
 - (2) 点眼薬、点鼻薬、感染性皮膚疾患の外用薬、駆虫薬その他の薬剤又は治療材料に係る経費
 - (3) 検査料、入院料、注射料その他の経費
- 2 援助は前項に掲げる治療に要する費用のうち、保険診療分の全額から公的医療保険の給付を受けられる額を控除した額について行う。
- 3 通院費として、当該児童生徒の在籍する学校の周囲半径4キロメートル以内に治療のための医療機関（旭川医科大学病院を除く。）がなく、かつ、当該児童生徒の居住する住宅からの通院距離の片道が4キロメートルを超える場合で、公共交通機関（列車及びバス）を利用して医療機関に通うための費用。

(交付の方法)

第5条 医療券の交付は、当該対象者に対し学校保健安全法医療券（様式医1。以下「医療券」という。）を交付することにより行うものとする。

- 2 通院費の交付は、学校長から教育委員会に提出される、就学援助に係る通院費実績報告書

(様式医3)に基づき行うものとする。

(医療機関等の範囲)

第6条 旭川市内の保険医療機関（旭川医科大学病院を除く。）及び保険薬局を利用した場合について行うものとする。

(対象期間)

第7条 医療費の交付は、毎年5月1日から翌年の3月31日までの受診分に対して行うものとする。

(他の医療助成制度との関係)

第8条 ひとり親家庭等医療費助成、乳幼児等医療費助成又は重度心身障害者医療費助成を受けている場合にあっても、学校病の治療にあたっては、要綱及び本要領に定める就学援助医療費による援助を優先とする。

(医療券の交付申請手続及び有効期間)

第9条 学校長は、対象者に係る児童生徒の健康診断等の結果、第3条各号に掲げる疾病に罹患し又はその疑いがあると認めるとき、学校医及び学校歯科医の所見に照らし、必要な治療の指示を行うものとする。この場合において、学校長は、当該児童生徒の保護者からの受診の申出により、医療券交付申請書(様式医2)を作成し、教育委員会に医療券の交付申請（以下「申請」という。）をするものとする。

2 申請は、事務配送等によるものとする。ただし急を要する場合には、暗号化した電子メール又は児童生徒氏名欄を空欄としたファクシミリによることができるものとし、当該氏名は電話連絡によるものとする。

3 医療券の有効期間は、教育委員会が第1項の申請書を受理した日（以下「申請日」という。）と通院開始予定日が同一月である場合は当該申請日の属する月末までとし、申請日の翌月を通院開始予定日とするときは翌月の初日から当該翌月末までとする。ただし、夏冬の長期休業時期に係り通院開始予定日が7月又は12月中であるものについてはその翌月末までとすることができる。

4 保護者からの通院開始予定日変更の連絡があり、当初通院開始予定日の翌月又はその前月に変更となるときは、学校長は教育委員会へ電話連絡により報告をするものとする。教育委員会はその連絡に基づき必要な医療券の発行、交付手続を行うものとする。

5 学校長は、第4条第2項に該当する対象者がいる場合は、就学援助に係る通院費実績報告書を作成し、教育委員会に提出するものとする。

(医療券の新規発行)

第10条 教育委員会は、前条第1項の規定に基づく申請のうち、毎週木曜日の午前中までに到着した分について翌日の金曜日に医療券発行を行うものとする。但し、金曜日が祝日の場合は水曜日の午前中までに到着したものを翌日の木曜日に発行する。

2 教育委員会は、学校に医療券を送付するときは、医療券交付名簿一覧を添付するもの

とする。

- 3 学校長は、前2項の規定による医療券の送付があったときは、当該児童生徒に対し、医療券の交付と通知をもって治療の指示を行うものとする。
- 4 各号に示す場合で、医療券の発行交付よりも、児童生徒の医療機関受診が先になるときは、学校は自ら、又は保護者を通じて「後日医療券を持参する」等必要な連絡をし教育委員会への医療券交付申請を行うことでこれを受診させるものとする。
 - (1)学校から教育委員会への申請は終了しているが、通院開始日より前に医療機関を受診する必要が生じた場合。
 - (2)保護者から学校への、健康相談又は受診申し出が遅かった場合。

(医療券の継続発行)

- 第11条 教育委員会は、当該医療機関から返却された医療券に記載される転帰欄の内容を確認することにより翌月の医療券を発行する。
- 2 教育委員会は、診療月の翌月も医療券を発行する場合は、毎週金曜日を目途に、医療機関へ郵送する。
- 3 前項の規定に関わらず、有効期間内に受診がなく医療機関から医療券が返却された場合の取扱いは、各号に示すとおりとする。
 - (1)教育委員会は、医療機関から返却される医療券に記載される転帰欄の記入内容に関わらず、受診のなかった月の翌月は医療券の継続発行を行わない。
 - (2)受診のなかった月の翌月以降に、保護者が再度、当該医療機関を受診しようとするときは、第9条第1項、第2項及び第10条第4項に定める、新たな受診の申請手続きによらなければならない。

(治療の状況の把握等)

- 第12条 学校長は、治療の状況を把握し、治療が必要であるにもかかわらず、治療を受けていない児童生徒に対しては、学校保健の観点から医療機関への必要な受診を指導するものとする。
- 2 学校長は、児童生徒が医療券を紛失しないよう、十分指導しなければならない。

(治療方法)

- 第13条 援助を受けようとする児童生徒は、保護者が公的医療保険に加入している場合はその保険証に併せて教育委員会発行の医療券を持参して、医療券の有効期間内に医療機関で治療を受けるよう学校は必要な指導を行うものとする。

(医療費の請求方法)

- 第14条 医療機関は、教育委員会が発行した医療券に必要事項を記入し、医療券有効期間の終了後に教育委員会へ医療券を送付し、もって医療費の請求に代えるものとする。

(医療費等の支払)

- 第15条 医療券有効期間の属する月の翌月10日（10日が旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」とい

う。)である場合はその後の最初の開庁日)までに教育委員会へ請求のあった医療費については、あらかじめ指定された医療機関の口座へ、当該月末に振り込むことにより保護者への援助に代えるものとする。なお、当該月末が休日である場合には、その直前の営業日とする。

- 2 前項の支払いを行うにあたり、教育委員会は医療機関からあらかじめ委任状(様式医4)、口座振替依頼書兼請求印届(様式医5)等必要な書類の提出を受けるものとする。

(医療券の返却)

第16条 第10条第3項に規定する医療券が事情により使用されなかった場合について教育委員会は、交付した当該保護者から学校長を通じて返却を受けるものとする。

- 2 第11条第2項に規定する医療券が事情により使用されなかった場合については、教育委員会は送付先の当該医療機関から返却を受けるものとする。

(関係機関との連携)

第17条 教育委員会は、要綱及び本要領の運用に係る必要な事項については、社団法人旭川市医師会、社団法人旭川歯科医師会、社団法人北海道薬剤師会旭川支部等、関係機関との連携、調整をとりながら実施するものとする。

- 2 教育委員会は、毎年度当初において、前項に規定する関係機関及び前年度に診療実績を有する医療機関等に対し、当該就学援助医療費交付事務取扱いに係る必要な事項の周知を図るものとする。

附 則

- 1 本要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 要保護及び準要保護児童生徒医療費援助実施要領(平成16年4月1日施行)は廃止する。

本要領は、平成24年4月1日から施行する。

本要領は、平成25年4月1日から施行する。